令和２年(む)第８４６０２号

決　　定

被告人　相嶋　静夫

上記の者に対する外国為替及び外国貿易法違反被告事件について，令和２年１２月２８日東京地方裁判所裁判官がした保釈許可の裁判に対し，同日，検察官から準抗告の申立てがあったので，当裁判所は次のとおり決定する。

主　　文

原裁判を取り消す。

本件保釈請求を却下する。

理　　由

第１　申立ての趣旨及び理由

本件準抗告申立ての趣旨及び理由の要旨は，本件は，刑事訴訟法８９条４号に該当する事由があり，裁量保釈も相当ではないから，原裁判を取り消し，本件保釈請求を却下するとの裁判を求めるというものである。

第２　当裁判所の判断

本件各勾留の基礎となる各公訴事実の要旨は，被告人が，顧問を務める会社の業務に関し，同社の幹部である共犯者２名と共謀の上，経済産業大臣の許可を受けずに，政省令で定める噴霧乾燥器を中国及び韓国に輸出したというものである。

一件記録により認められる本件事案の性質及び内容，被告人及び共犯者らの供述内容，被告人と関係者らの人的関係等を考慮すると，被告人が，関係者に働きかけるなどして，罪体及び重要な情状事実について罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある。

以上に加え，本件の争点及び証拠整理について，当事者間で事実上の検討が進んではいるものの，いまだ争点に関する検察官立証及び弁護人立証の予定が明確になったとまでは言い難く，第１回公判前整理手続期日も開かれておらず，

前記罪証隠滅の現実的なおそれが大きく低下したとは認められないから，弁護人が主張する事情を考慮しても，被告人の保釈を許可した原裁判の判断は，その裁量の範囲を逸脱した不合理なものといわざるを得ない。

よって，本件準抗告は理由があるから，刑事訴訟法４３２条，４２６条２項により，主文のとおり決定する。

令和２年１２月２８日

東京地方裁判所刑事第６部

裁判長裁判官　佐　伯　恒　治

裁判官　室　橋　秀　紀

裁判官　名　取　　桂

これは謄本である。
同　日　同　庁
裁判所書記官　松下修士